

国立市議会議長 遠藤直弘 様

訪問介護の基本報酬の引上げ等を求める事に関する意見書の提出を 国に求める事に関する陳情

陳情の趣旨

介護保険制度における訪問介護は、要介護者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するために不可欠なサービスである。

しかしながら、人材不足や物価高騰の影響に加え、令和 6 年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことにより、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況に置かれている。

そのため、事業所の減少や休廃業の増加が見られるなど、地域におけるサービス提供体制の維持が危ぶまれている。また、介護報酬の水準が十分でないことは、介護従事者の離職が進む要因の一つともなっており、人材確保の面からも深刻な課題となっている。

訪問介護は、利用者の在宅生活を支える基盤となるサービスであり、その提供体制が弱体化すれば、必要なサービスを受けられない事態が生じかねない。

よって、国会及び政府に対し、訪問介護サービスの安定的な提供体制を確保するため、下記事項を速やかに実施するよう強く求める。

陳情事項

以下の陳情事項で、国立市議会より国と政府（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣）に対し意見書の提出を求めます。

1. 在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬を適正な水準に引き上げること。
2. 訪問介護事業者の経営難の原因の 1 つになっている人材不足を解消するため、介護従事者の更なる処遇改善を行うこと。